## 随意契約の内容の公表

担当部課	教育委員会 文化スポーツ課
契約締結年月日	令和6年5月1日
業務名	令和6年度市民文化祭業務委託
業務の概要	第50回市民展、第43回市民芸能発表大会、第41回市民 音楽祭を開催するとともに、鑑賞する機会を提供することに より、本市の芸術・文化の創造、振興を図る。
契約金額 (税込)	2, 324, 000円
	※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。
契約の相手方	尾張旭市文化協会
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する口欄に印をつけること)
	☑ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないものをすると き。
	□ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務 の提供を受ける契約をするとき。
	□ 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	□ 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	□ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することが できる見込みのあるとき。
	□ 第8号 競争入札に付し入札者がないとき、又は再度の入札に付 し落札者がないとき。
	□ 第9号 落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	尾張旭市文化協会は、市民展、市民芸能発表大会、市民音楽祭を第1回から現在に至るまですべて開催してきた実績があり、また、市内において市民に広く文化芸術活動を実施している唯一の団体である。当該業務を受託できる団体は他に存在せず、競争入札には適さない。

<sup>※</sup> 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会文化スポーツ課です。